

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度実施要領

制 定 建住政第150号 平成26年6月23日

最近改正 建住政第2040号 平成30年3月31日

（目的）

第1条 この要領は、「省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱」（以下「要綱」という。）に基づき実施される事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（エコリノベーション等工事の基準）

第2条 要綱第2条第4号の規定に基づき、市長が定める工事は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 別表に掲げる「A. 断熱改修工事」において、居室1室以上の全窓の断熱改修を行う工事
- (2) 別表に掲げる「A. 断熱改修工事」の補助金額の合計が10万円以上となる工事。ただし、別表に掲げる「A. 断熱改修工事」において、対象住宅内の全窓の断熱改修工事を行っても、その補助金額の合計が10万円以上にならない場合はこの限りではない。

2 当該住宅所有者は、事業計画書の提出の際に補助申請額の内訳表（要領第1号様式）を併せて提出するものとする。

（特定改修住宅）

第3条 要綱第2条第5号の規定に基づき、市長が定める住宅は、エコリノベーション等工事において、住宅全ての開口部（窓・ドア）を断熱改修するものとする。

（普及啓発）

第4条 要綱第13条の規定に基づき、市長が求める協力は、次の各号とする。

- (1) 改修前及び改修後1年間のエネルギー消費量（電気及びガス）のデータ記録
- (2) 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価（CASBEE健康チェックリストを用いた評価）
- (3) 改修内容、改修前及び改修後の写真及び図面並びに各種データ等の公表
- (4) その他アンケートなどの普及啓発活動への参加等

2 当該住宅所有者は、事業計画書の提出の際に省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書（要領第2号様式）を併せて提出するものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象建材・設備等及び補助金額の一覧

		補助対象建材・設備等 及び 補助金額（※1）	仕様・備考
A. 断熱改修工事	開口部の断熱	■外窓交換(※2) : 大 5.0 万円、中 3.0 万円、小 2.5 万円 /個所 ■内窓設置 : 大 3.0 万円、中 2.0 万円、小 1.0 万円 /個所 ■ガラス交換 : 大 1.2 万円、中 0.9 万円、小 0.1 万円 /枚	■施工後の熱貫流率が 4.65 以下となること ■窓の寸法により補助金額が異なる <外窓・内窓> 大 :2.8 m ² 以上 中 :1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満 小 :0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満 <ガラス交換> 大 :1.4 m ² 以上 中 :0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満 小 :0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満
		■玄関ドア等の交換 : 大 8.0 万円、小 3.5 万円 /箇所	■施工後の熱貫流率が 4.65 以下となること ■ドアの寸法により補助金額が異なる <開戸> 大:1.8 m ² 以上 小:1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 <引戸> 大:3.0 m ² 以上 小:1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満
	床・外壁・屋根の断熱	■床 : 1,000 円 /m ² ■外壁 : 800 円 /m ² ■屋根(天井) : 800 円 /m ²	■床・外壁・屋根(天井)の各々の施工範囲は、住宅全体であること ■施工後の各部位の熱貫流率または熱抵抗値が現行の省エネ基準以上の性能となること ■補助金額の算出には断熱材使用面積を用いること
B. 設備改修工事等	省エネ・創エネ設備の導入	■潜熱回収型給湯器 ■ヒートポンプ給湯器 ■ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器 : 10.0 万円 /種類 ■太陽熱給湯機 ■家庭用コージェネレーション設備 ■太陽光発電設備	■太陽光発電設備は 3.0kW 以上であること
	その他	■HEMS設置 : 3.0 万円 ■既存住宅取得と合わせた改修 : 3.0 万円	■HEMSは、ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載し、家全体のエネルギー使用量について見える化が図られているものであること ■「既存住宅取得と合わせた改修」の対象は、補助申請日の1年前から補助申請当日までの間に取得した既存住宅

※1 補助対象建材・設備等の購入費用(消費税及び地方消費税相当額を除く)が補助金額未満の場合は、購入費用から千円未満を切り捨てた額を補助金額とする。

※2 古いサッシを窓ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事。

要領第1号様式（第2条）

補助申請額の内訳表

補助対象建材・設備等			数量		補助申請額	
A. 断熱改修工事	開口部の断熱	窓	外窓交換	大	箇所	円
				中	箇所	円
				小	箇所	円
			内窓設置	大	箇所	円
				中	箇所	円
				小	箇所	円
		ガラス交換	大	枚	円	
			中	枚	円	
			小	枚	円	
	ドア	玄関ドア等の交換	大	箇所	円	
			小	箇所	円	
	床・外壁・屋根の断熱	床		m ²	円	
		壁		m ²	円	
屋根(天井)			m ²	円		
B. 設備改修工事等	省エネ・創エネ設備の導入	潜熱回収型給湯器		種類	円	
		ヒートポンプ給湯器		種類	円	
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器		種類	円	
		太陽熱給湯機		種類	円	
		家庭用コージェネレーション設備		種類	円	
		太陽光発電設備		種類	円	
	その他	HEMS		—	円	
		既存住宅取得と合わせた改修		—	円	
「A. 断熱改修工事」の合計補助申請額 (①)					円	
「B. 設備改修工事等」の合計補助申請額 (②)					円	
①と②の合計額 (③)					円	
要綱に基づく補助上限金額 (④)			一般改修住宅の場合	400,000	円	
			特定改修住宅の場合	800,000	円	
補助申請額 (③と④のいずれか小さいほうの額)					円	

年 月 日

横浜市長

当該住宅所有者（所有者・区分所有者）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

印

省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書

私は、省エネ住宅普及促進事業横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱に基づき実施される補助申請にあたり、下記の内容について同意いたします。

- 1 普及啓発活動及び広報活動の一環として、改修内容、改修前及び改修後の写真及び図面並びに各種データ等をパンフレットやホームページ、展示パネル等に使用することを了承します。
- 2 改修前及び改修後約1年間のエネルギー消費量（電気及びガス）のデータを記録し、当該データを提供することを了承します。
- 3 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価（CASBEE健康チェックリストを用いた評価）を実施し、当該データを提供することを了承します。
- 4 その他省エネ実践行動やアンケート等の参加等に協力します。